

独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院
受託実習生受け入れに伴う取扱準則

(目的)

第1条 独立行政法人国立病院機構兵庫中央病院(以下「当院」という。)において、委託による実習生を受け入れる場合は、この規則の定めるところによる。

(委託機関)

第2条 この規則に基づき当院に学生、生徒等(以下「受託実習生」という。)の実習の委託ができる機関は、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校又は養成所(以下「養成機関等」という。)とする。

(手続き)

第3条 養成機関等の長は、受託実習生の実習を当院に委託しようとするときは、受託実習生の氏名、実習の期間、内容等を記載した所定の書面(別紙様式第1号)を添えて病院長に申請しなければならない。

- 2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、病院等の業務に支障がなく、受託を適当と認めた場合に限り、実習を許可することができる。
- 3 病院長は、前項の規定により実習を許可するときは、これを養成機関等の長に書面(別紙様式第2号)で通知する。

(実習の期間)

第4条 前条第2項の規定により実習を許可された受託実習生の実習の期間は、受け入れを許可する日の属する会計年度を超えないものとする。

(受託実習料)

第5条 受託実習生の養成機関等の長は、受託実習料を納入しなければならない。

- 2 受託実習料は、実習を実施する月の前月の末日までに当該実施月の分を徴収するものとする。ただし、4月実施の受託実習料は4月20日までに徴収するものとする。
- 3 受託実習料の額は、病院長が職種、実習内容等に応じて周辺受入機関との均衡等を考慮して定めた額とする。

(実習義務)

第6条 受託実習生は、当院の諸規則を守り、かつ、病院長の指示に基づき実習しなければならない。

- 2 受託実習生は、実習に際して知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提示、漏洩してはならない。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第7条 受託実習生が第6条の規定に違反し、又は受託実習生として、ふさわしくない行為があった時は、病院長は当該受託実習生の実習を停止させ、又は第3条第2項の許可を取り消すことができる。

- 2 病院長は、前項の規定により実習を停止させ、又は実習の許可を取り消すときは、これを養成機関等の長に通知する。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、受託実習生に関して必要事項は病院長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年 4月 1日から施行する。
- 2 平成 4年 4月 1日 一部改正
- 3 平成16年 4月 1日 一部改正